

# 埼玉県献血推進対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の方針に基づき、県、市町村、日本赤十字社埼玉県支部（以下「日赤支部」という。）並びに埼玉県赤十字血液センター、埼玉県赤十字血液センター日高事業所及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所（以下「血液センター」という。）が、緊密な協力体制のもとに、全ての血液製剤を献血により確保することを目的とする。

(献血思想の普及)

第2条 県、市町村、日赤支部及び血液センターは、県内の機関、団体及び県民に対し、献血が相互扶助の精神のもとに、善意無償の血液を提供する行為であり、かつ、県民の医療の確保と福祉の増進に欠くことのできないものであることの理解を得るよう普及徹底に努めるものとする。

(県)

第3条 県は、献血制度の適正な運営の確保を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血推進のための施策の策定
- (2) 献血推進協議会の開催
- (3) 献血計画の策定及び推進
- (4) 献血思想の普及
- (5) 「愛の血液助け合いの集い」の開催及び献血功労団体等の顕彰
- (6) 市町村等の献血組織の育成指導
- (7) 献血受け入れ体制の整備
- (8) 血液センターの育成指導
- (9) 献血に関する情報の収集
- (10) 関係機関との献血推進に関する連絡調整
- (11) その他献血の推進に関し必要と認める事項

2 保健所は、管内の市町村及び関係機関等と緊密に連携して献血制度の推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血推進連絡会議の開催
- (2) 献血思想の普及を図るための広報資料の作成配布
- (3) 新規献血団体の開拓
- (4) 管内市町村、関係機関等との献血推進に関する連絡調整
- (5) 管内市町村等の献血組織の育成指導
- (6) 献血に関する相談指導
- (7) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(市町村)

第4条 市町村は、地域の住民、団体等に対し、献血思想の普及と献血者の確保に努めるものとする。

(日赤支部)

第5条 日赤支部は、献血制度の円滑な推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血思想の普及
- (2) 献血グループ組織等の育成
- (3) 献血受け入れ体制の整備
- (4) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(血液センター)

第6条 血液センターは、県内における血液製剤の需要に関して、常に県、市町村、日赤支部及びその他の関係機関等と緊密に連携して、献血の受け入れ及び供給に万全を期するものとし、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血計画に関する基礎資料の作成
- (2) 年間計画採血予定表の作成
- (3) 献血の受け入れ、血液製剤の製造及び供給
- (4) 血液製剤の需給調整
- (5) 血液に関する資料の作成、提供
- (6) 血液製剤に関する調査、研究
- (7) 献血に関する相談指導
- (8) 献血者登録制度の推進
- (9) 献血に関する諸報告の作成
- (10) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、献血の推進に関し必要な事項は、第1条の関係機関が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。